

国の行政組織等の減量・効率化の推進について (平成18年度減量・効率化方針)

平成17年12月24日
総務省行政管理局

厳しい財政事情の中にあつて、行政が取り組むべき緊要な諸課題に的確に対応していくためには、社会経済情勢の変化に対応した「小さくて効率的な政府」を実現することが肝要である。

このような基本認識に立って、「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）及び「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）における総人件費改革の実行計画（以下「総人件費改革実行計画」という。）に基づき、国の組織・業務の減量・効率化を抜本的かつ具体的・計画的に進めるため、平成18年度機構・定員審査過程等を通じて具体化を図った減量・効率化に関する今後の取組方針を、以下のとおり取りまとめる。

各府省においては、今後、本方針に掲げる事項を、既往の政府決定等を踏まえつつ着実に実施するとともに、更に具体化を図るべき課題については、平成19年度機構・定員要求等に的確に反映するものとする。また、本方針については、毎年度の機構・定員審査過程等を通じて改定を行う。

1 本方針の基本的考え方

本省内部部局等、地方支分部局等を通じ、国の行政組織等の減量・効率化を進めるに当たっては、「今後の行政改革の方針」、「総人件費改革実行計画」、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）等の既定方針に基づく諸改革の着実な実施を図る。

特に、国の行政機関の定員については、「総人件費改革実行計画」を踏まえ、今後5年間で5%以上の純減を図るため、定員合理化計画の実施に当たって、行政需要の変化に対応してメリハリをつけつつ増員を厳しく限定し、これまでにない大幅な純減（1.5%以上の純減）を確保するとともに、2以下に掲げる観点を中心に、業務の大胆かつ構造的な見直しを行うことにより、透明性の確保に配慮しつつ民間関係者等の意見を聴く場を活用しながら、事業の要否及び主体について仕分けを行い効率化を図り、事務・事業の削減（ワークアウト）を強力に進めていき、その結果を定員の削減（3.5%以上の純減）に反映させ

る。

なお、本方針中「総人件費改革実行計画」の実施に向けて、今後、更に個別具体的な取組の検討がなされるものについては、遅くとも平成18年6月頃までに行政改革推進本部において成案を得て決定される政府の方針に則した取組を行う。

2 行政ニーズの変化に合わせた業務の大胆な整理

「総人件費改革実行計画」(1)ア①(ア)(a)に掲げられている(i)農林統計関係、(ii)食糧管理関係、(iii)北海道開発関係等について、所要の検討を進め、遅くとも平成18年6月頃までに行政改革推進本部において成案を得て決定される政府の方針に則して、行政ニーズの変化に合わせた業務の大胆な整理を行う。

3 地方支分部局等の抜本的かつ重点的な見直し等

地方支分部局等の事務・事業については、以下の取組等により、見直しを行う。その際、地方支分部局等が行う必要性の低下した事務・事業は、廃止、民営化等を行い、地方公共団体から要望がある場合については、地方公共団体への委譲を行うとともに、地方支分部局等の組織・業務体制を見直す等により、一層の減量・効率化を図る。

- ① 地方支分部局等を行う業務全般について、「民間にできることは民間に」、「地方でできることは地方に」との観点から、事務・事業を国が直接行う必要性を見極め、抜本的な見直しを行う。
- ② 各省ごと、業務ごと、都道府県ごとなどに設置されている地方支分部局等について、事務の性質に応じて統廃合や合理化を進める。
- ③ 地方向け補助金配分業務の整理や地方への権限委譲（特に地域振興関連業務）を行うことにより業務を大胆に縮減する。また、今後の道州制等の検討を踏まえた事務・事業の見直しを行う。
- ④ 民間企業の申請受理・監督等に関する組織・業務を抜本的に見直し、必要に応じて都道府県等に委託する。
- ⑤ 公共事業関係の業務について、事業量の減少やコスト縮減に応じてスリム化する。
- ⑥ 調査・統計関連業務の民間委託等や合理化を行う。統計調査については、「統計行政の新たな展開方向」（平成15年6月27日各府省統計主管部局長等

会議申合せ)等に基づき、既存統計調査の見直しを行い、ニーズの乏しい統計調査を廃止するとともに、統計調査の簡素・合理化等を行う。

- ⑦ 事前規制型から事後チェック型への行政の在り方の転換、行政による民間活動への過度の関与となる補助行政や業所管行政の見直しを進める。

4 包括的・抜本的な民間委託等

「民間にできることは民間に」との基本的考え方の下、本省内部部局等、地方支分部局等を通じ、事務・事業について民間委託等によるアウトソーシングを推進する。

- ① 市場化テストのモデル事業に着手している業務（ハローワークの職業紹介・訓練等、社会保険庁の保険料収納・年金案内・相談等、行刑施設関連の業務）、規制改革・民間開放推進会議で民間開放が検討されている業務（登記事務、特許、自動車登録、施設管理・運営、雇用保険等の業務）、給与計算等の内部事務・定型的業務等の包括的・抜本的な民間委託等を推進する。また、非公務員の活用を一層推進するとともに、市場化テストの本格実施を行う。
- ② 「行政効率化推進計画」（平成16年6月15日行政効率化関係省庁連絡会議、平成17年6月30日改定）に基づき、庁舎の警備・清掃等の施設・設備等の管理業務、庁内LAN等の情報システムの管理業務、公用車の運転業務、ホームページの作成・管理業務、電話交換業務等については、民間委託等を積極的に推進する。

PFIについては先進的な取組実績を参考に、効率化に資する取組を積極的に検討する。

- ③ 統計事務（企画、実査、審査、集計、分析、公表等）については、「統計調査の民間委託に係るガイドライン」（平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ）等を踏まえ、民間委託を一層推進するとともに、包括的民間委託についても積極的な導入を図る。
- ④ 公共事業関連業務について、事業の性格等を考慮しながら、設計・施工の一括発注方式の導入を引き続き進めるほか、各種調査業務、設計業務を始めとして、民間委託等を積極的に進める。
- ⑤ 公務員宿舍の管理業務についても、民間委託の推進等により、当該業務に専ら携わっている職員に係る定員の合理化を進める。

5 IT化による業務のスリム化等

本省内部部局等、地方支分部局等を通じ、「電子政府構築計画」（平成15年7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定、平成16年6月14日一部改定）や来年1月に決定予定の新IT戦略（仮称）に基づき、業務のIT化を進める中で、以下により、IT化による業務のスリム化等を行う。

(1) 手続等のオンライン化

① 申請・届出等手続のオンライン化

「今後の行政改革の方針」等に基づき、行政手続のオンライン化による組織・業務の減量・効率化の実をあげるため、引き続き、法令に基づくすべての行政手続の2割以上の手続について、削減、統合・ワンストップ化、添付書類の削減・廃止・電子化、申請・届出等の頻度軽減、処理期間の短縮等の簡素化・合理化を行う。特に年間申請件数が10万件以上の手続等のオンライン利用促進対象手続（175手続）については、オンライン申請手続の簡素化等の具体的な利用促進措置を盛り込んだ「オンライン利用促進のための行動計画」を平成17年度末までのできる限り早期に策定し、その着実な実施により、オンライン利用率の向上を図りつつ、思い切った簡素化・合理化を行う。これに併せて、従来の紙による申請・届出を前提とした業務処理過程・体制の抜本的見直しを行い、受付・審査等の事務の縮減による減量・効率化を図る。

企業対象手続については、全面的なオンライン化を推進するため関係団体等への周知、要請等を行う。電子入札については、公共事業支援統合情報システム（CALS/EC）を始めとしたIT化などにより、全面的な実施を推進する。

上記のほか、「電子政府構築計画」等に基づくワンストップサービスの拡大と業務の効率化を進める。

② 統計調査のオンライン化

「統計調査等業務の業務・システムの見直し方針」（平成17年4月8日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議幹事会決定）において定められたオンライン調査の導入、業務処理の簡素・合理化等を図る最適化計画を、平成17年度末までのできる限り早期に策定するとともに、同計画に基づき、郵送調査にあっては原則すべて、調査員調査にあっては調査対象者の特性等の観点からオンライン化がなじまないものを除き、オンライン調

査を順次導入する。

オンライン調査の促進及びこれら業務処理の簡素・合理化の具体化方策を着実に推進すること等により、統計調査等業務の減量・効率化を推進する。

オンライン化した調査については、利用環境の整備や普及広報活動を積極的に行い、オンライン報告等の促進を図るとともに、その利用状況を踏まえて減量・効率化を推進する。

(2) 内部管理業務の効率化・合理化

「電子政府構築計画」、「今後の行政改革の方針」、「総人件費改革実行計画」等に基づき、人事・給与等、共済、物品調達等の内部管理業務については、情報システムの統一化及びこれに伴う業務の見直しを行うとともに、積極的に民間委託を図る。

- ・ 決裁階層を含む業務処理手順の簡素化・標準化
- ・ 業務処理過程の重複の徹底した排除
- ・ 共通システムの利用や業務・システム、業務処理の一元化・集中化
- ・ 職員による判断を要しない業務の外部委託化
- ・ 手続の簡素化
- ・ 起案・決裁の電子化
- ・ 給与支給の全額振込化 等

特に、中央省庁等改革の統合府省においては、統合メリットを活かした官房要員配置の見直し等一層の業務集約等の取組を行う。また、IT化を推進する官庁においては、率先してIT化及び抜本的な業務改革に取り組み、その積極的な推進を図る。

さらに、既に「電子政府構築計画」に基づく最適化計画が策定されている内部管理業務については、新システムへの移行に合わせた具体的な業務の見直しと減量・効率化を早期かつ着実に行う。

このような取組を進めることにより、「電子政府構築計画」に基づき新たに共通的なシステムが構築される内部管理業務については、業務全体として、実質的に4割以上の効率性の向上を図り、当該業務に係る定員の3割以上の合理化を行う。

なお、制度所管官庁等は、各府省における業務処理手順や手続の簡素化等が可能な限り早期に実施できるよう、必要に応じ、業務処理、手続等を定め

る関係法令の改正を行うとともに、各府省においても合わせて内部規程の見直しを行う。

(3) 業務・システムの最適化等を通じた効率化・合理化

電子政府・電子自治体を推進し、合わせて国・地方間の連絡調整について汎用性のあるシステムを構築するなどにより、国・地方を通じた業務の効率化を進める。

また、「電子政府構築計画」、「今後の行政改革の方針」等に基づき、業務・システムについて、上記（２）と同様、以下に掲げるような業務の見直しを行い、可能な限り早期に業務・システムの最適化を実施することにより、業務の効率化、合理化を図る。

- ・ 業務処理過程の重複の徹底した排除
- ・ 共通システムの利用や業務・システムの一元化・集中化
- ・ 定型的業務等の外部委託の推進
- ・ 決裁階層を含む業務処理手順の簡素化
- ・ 起案・決裁の電子化 等

特に、旧式（レガシー）システムについては、最適化計画を平成17年度末までのできる限り早期に策定するとともに、当該計画に基づき、可能な限り早期に最適化を実施すること等により、業務・システムの最適化による定員の大幅な合理化等の減量・効率化を図る。また、既に最適化計画が策定されている場合も、新システムへの実際の移行に当たって、更なる業務の見直しを行う。

その他の業務・システムについても、最適化の実施による業務の効率化、合理化を図る。

なお、先立って見直しの可能な業務については、できる限り早期に見直しに取り組む。

6 非公務員型独立行政法人化等

(1) 非公務員型独立行政法人化等

「総人件費改革実行計画」（１）ア①（ア）（e）に掲げられている（i）森林管理関係業務、（ii）国立高度専門医療センター、（iii）行政改革会議において独立行政法人化の検討対象となった分野等について、所要の検討を進め、

遅くとも平成18年6月頃までに行政改革推進本部において成案を得て決定される政府の方針に則して、非公務員型独立行政法人化等を行う。

(2) その他独立行政法人等への移行

本省内部部局等、地方支分部局等を通じ、民間委託等が困難な事務・事業についても、国が直接実施する必要があるかどうか常に見直すこととし、独立行政法人制度の趣旨、目的に沿う事務・事業については独立行政法人に移行するなど、減量・効率化に積極的に努める。この場合、既存の独立行政法人を活用するなど組織の肥大化を来さないよう対処する。

7 その他の事務・事業及び組織の合理化等

「行政改革の重要方針」の特別会計の整理合理化を踏まえた特別会計制度の見直しとの関係においても、会計制度の見直しと整合性を図りつつ、組織・業務体制について所要の見直し等を行うことにより、一層の減量・効率化を図る。

公務員の研修施設については、定員の合理化や組織の統廃合など減量・効率化を図る観点から見直す。

また、製表等の統計事務のうち、秘密の保護の観点等から民間委託になじまないものについては、その効率性等を踏まえつつ、独立行政法人統計センター等への委託を推進する。また、各府省における統計調査の見直しや民間委託等の進捗状況は、上記3及び4の統計調査の見直しや民間委託等の進捗状況を含め、総務省が毎年取りまとめて、その結果を公表する。

このほか、上記の観点にとどまらず、上記に掲げた政府決定に加え、「三位一体の改革について」（平成17年11月30日政府・与党）、規制改革・民間開放推進会議答申、行政評価等（政策評価を含む。）による勧告等、会計検査院の決算検査報告等も踏まえ、事務・事業及び組織・業務体制の見直し等を行うことにより、一層の減量・効率化を図る。

※各府省における個別具体的な取組内容等については、別表を参照